

公益社団法人鶴見法人会

# Hot Line

2013

7

July





# SCHEDULE

主要行事予定

平成 25 年 7 月～平成 25 年 9 月

日時	行事名	場所	一般可
<b>7 月</b>			
1 日 (月)	13:30～ 初級簿記講習会 (開講式) 7/1～5 (前半)	法人会会議室	○
1 日 (月)	19:00～ 青年部会正副部会長会議	法人会会議室	×
8 日 (月)	19:00～ 青年部会役員会	法人会会議室	×
9 日 (火)	18:00～ 第35回フラットルーム情報・交流サロン	法人会会議室	×
11 日 (木)	18:00～ 組織委員会	法人会会議室	×
12 日 (金)	13:30～ 初級簿記講習会 (閉講式) 7/8～12 (後半)	法人会会議室	○
12 日 (金)	18:00～ 税制委員会	法人会会議室	×
18 日 (木)	18:00～ 事業委員会	法人会会議室	×
24 日 (水)	13:30～ 新設法人説明会	法人会会議室	○
25 日 (木)	13:30～ 決算法人説明会	法人会会議室	○
27 日 (土)	9:15～ 県法連社会貢献活動「ヤビツ峠下草刈り」	丹沢山ヤビツ峠	○
30 日 (火)	18:00～ 大型保障制度推進会議	レンブラントイン横浜鶴見	×
30 日 (火)	19:00～ 青年部会正副部会長会議	法人会会議室	×
<b>8 月</b>			
5 日 (月)	19:00～ 青年部会役員会	法人会会議室	×
7 日 (水)	18:00～ 鶴見中央支部研修会	レンブラントイン横浜鶴見	○
20 日 (火)	7:30～ ファミリー研修会	東京ディズニーランド	○
23 日 (金)	13:30～ 決算法人説明会	法人会会議室	○
<b>9 月</b>			
2 日 (月)	19:00～ 青年部会正副部会長会	法人会会議室	×
9 日 (月)	19:00～ 青年部会役員会	法人会会議室	×
13 日 (金)	15:00～ 平成25年度第31回源泉所得税研修会第三講	法人会会議室	○
25 日 (水)	13:30～ 新設法人説明会	法人会会議室	○
26 日 (木)	13:30～ 決算法人説明会	法人会会議室	○

## Profile

株式会社ウミヤマ  
 代表取締役 海山 龍男 氏  
 孫 海山 莉子 様  
 支部：鶴見中央支部  
 撮影場所：三ツ池公園  
 撮影：セントラルスタジオ



## INDEX

平成 26 年度税制改正要望書事項・理事会報告	1・2
事業レポート	3
はじめての出張・これからの主な催し	4
鶴見ガイドあれこれ	5
署からのお知らせ	6・7
企業にとってのあんな話、こんな話	8
新入会員紹介・法律無料相談	9

独身時代の思い出に、表紙のお嬢様募集中!



# 平成 26 年度税制改正要望事項

## 一、歳入・歳出、税制・財政

### I 財政健全化(構造問題)

1. 日銀による国債の買入れ  
この件はアベノミクスを先取りする提案だった。要望として採用されていたならば法人会に対する評価があったと思われ誠に残念である。財政健全化を消費税増税ですると不況になる。日銀が国債を買い入れると円安とインフレになり政府借金を返せる。財政の健全化は増税かインフレかでの課題である。
2. アングラマネーへの課税。  
反社会的アングラマネーを透明化し、タックス・ヘイヴン利用を防ぎ税収を増やす。
3. 税率の引き下げと最適税率の確定。税収額が最大になる最適税率を分析する専門家集団を組織したい。
4. 三位一体の改革(地方への税源委譲等)  
三位一体改革とは地方への事業と税源の委譲による。赤字削減には移民が重要で、減税や高福祉が移民受け入れ成功報酬として地域還元する税制を構築したい。
5. 少子高齢化対策、移民税制の確立  
少子化のため移民が必要である。移民の母国自治体と我が国の自治体が提携し税を分けあう税制を確立することで移民の国際的獲得に有利になる。不安解消のため土地の利用権を自治体に属させる対応もある。

### II 社会保障費の財源確保

1. 公的年金のあり方安定的財源の確保(税方式、保険料方式)  
公的年金は税方式が望ましい。しかし支給額は地域ごとの成果により算出すべきである。地域毎の努力が期待でき、消費税は市町村の財源とすることが望ましい。
2. 持続的な社会保障制度の確立。移民を受け入れて活性化し地域自治体の税源と事業が充実したらば、その住民の税金は安くなる方式を導入する。

### III 行財政改革の徹底

1. 生活保護費不正受給の削減  
日銀の国債買入れで円安とインフレになり、ドル換算賃金を下げ雇用が増え生活保護費を削減する。
2. 地元企業グループと役所で構成する公共事業削減公開討論会を設置する。
3. 公的支援の削減と天下り禁止の徹底。天下りは企業の生産性を下げ税収を減少させる。
4. 公務員の削減。IT技術等による国と地方公共団体の業務共通化によりリストラを求めたい。
5. 内国歳入庁。国税、社会保険料と地方税の徴収を「歳入庁」に一元化し、経費と公務員の削減ができる。
6. 特別会計と監査の改革。特別会計も歳出の見直しを進める。会計検査院は議会に所属させ議会からの要請を中心にすべきである。

## 二、経済

### I 当面の景気対策、中小企業の活性化

実力以上の円高を止め、中国と東アジアの為替秩序を新たに構築したい。日本企業の国際競争力を強化するために自衛的兵器輸出を解禁すべきである。国内に中国などの飛び地として共同租税地域を創設し工場生産を促す。海外に居住する労働者にIT利用の遠隔操作で日本企業の国内生産業務などを行わせる。

### II 公認会計士監査制度改革。利害関係のない第三者が監査役に適切に選任するシステムが求められる。

### III 国内の「農業と税を請け負う自由村」や「国境を越えた自由都市」の提携が経済成長し税収が増える。都市の連携は、言わば「東アジアハンザ同盟」に発展する。

## 三 国と地方

小自治体に税源と公共事業を委譲することが民主主義である。大都市の行政区長を選挙で選ぶ制度にしたい。市町村は合併より連合によるコスト削減が求められ、大きな事業は自治体連合で補完する制度にしたい。「道州制」とは日本を小国家の連合である連邦国家にする議論である。

## 四 国税・地方税

### I 法人税

複雑怪奇な租税特別措置の見直し簡素化したい。法人税における欠損金の繰り戻しも再び7年とすることを望む。退職給与引当金制度の復活を望む。また、法人実効税率30%以下を望む。

### II 個人所得税

少子化対策よりも途上国の増加人口を受け入れる方が合理的である。給付付き税額控除で低所得者に給付金を支給するとコストが安い。それには共通の番号制度管理が必要だ。個人事業主にみなし法人課税を復活させる。

1. 所得税の抜本的改革  
個人事業者と同族会社では税に不均衡があり、公平を図り個人事業者か法人かを納税者の選択にしたい。
2. フラットタックス  
フラット・タックスは税率が単一である。消費ベース課税で税額算出が明瞭である。

### Ⅲ 資産課税

1. 事業承継税制の確立  
国際的に考えて相続税は廃止すべきである。廃止出来ないのであれば様々な改正を要望したい。
2. 金融所得一体課税  
金融商品から得られた利益を失った損失で相殺できる金融所得一体課税は、個人金融資産を流動化させ産業を活性化する。金融番号を創設すべきであり、外国人労働者も母国共通化して身分照会労働許可に役立つ。

### Ⅳ 消費税

このまま少子高齢化が進むと財政赤字は深刻化し移民の受け入れが重要になる。消費税を市町村税とし、移民と年金の状況により地方毎に消費税税率を決定したい。複数税率は好ましくない。消費税の逆進性については低所得者へ配慮する必要がある。市町村単位であれば転居により税制の選択も可能になり、税制にも市場原理が働くようになる。高度な住民自治を実現するためには、住民が他と比較・選択できる税制が強く望まれる。

### Ⅴ 地方税

1. 再建築価格基準制度の見直し。土地建物を適正な流通価格により公正に査定することを強く望む。
2. 償却資産税。償却資産に対しても固定資産税が課され企業の設備投資意欲を低下させる。
3. 固定資産評価審査委員会。審査委員会を独立した公選制にすることで公平な審査を実現したい。
4. 学校税(教育委員会)  
文部科学省や都道府県教育委員会から独立した公選制教育委員会を設置すべきである。自治体ごとに固定資産税に学校税を上乗せできる税制改革が望まれる。固定資産税が高くなっても、不良が少なくなることから環境はよくなり土地の時価が高くなるため納税者の不満は少ない。

### Ⅵ 環境税

1. 石炭石油税上乗せの見直し  
円高ならば石炭石油税上乗せも企業は許容できる。しかし、為替が円安になれば企業は石炭石油税上乗せを許容できない。為替の動向に連動する柔軟な税制が望まれる。
2. エネルギー税制全般の見直し  
環境税は東アジア全体で考えるべきである。環境税は日本だけではなく、中国と韓国と同条件で同時期に実施すべきである。日本だけで環境税を施行するのであれば製造業において製造原価が増加する。

### Ⅶ その他

1. 租税教育。租税教育で重要なのは租税の歴史である。
2. 格差是正  
富裕な家庭の子が貧しい家庭の子よりも有利となる格差が生じる。格差社会を是正し、活力のある社会の再構築には学歴、資格を根本から見直す必要がある。
3. キャリア制度(国家公務員上級試験制度)の見直し  
キャリア登用にインターネット大学・大学院を活用し、現場で人間形成をした人物も登用しよう。
4. 税理士、会計士試験の改正  
納税者が必要とする税務会計知識や技術を問うべきである。現在の税理士試験・会計士試験は新規会計士の参入を抑え、落とすだけの試験である。

4月24日(水)

## 理事会報告

法人会会議室にて、鶴見税務署より板倉副署長並びに署幹部2名のご出席を賜り、当理事18名が出席し開催した。

今回の議案は、第1回通常総会に上程する議案の審議をおこない承認された。

#### 第一号議案

平成24年度収支決算報告承認の件

#### 第二号議案

役員任期満了による改選の件



長谷川勝一会長



鶴見税務署 板倉弘至様



# 事業レポート

## 第8回法人会全国女性フォーラム 愛知大会 4月11日(木) 女性部会

全国法人会総連合女性部会連絡協議会主催の全国大会が愛知県の「ウェスティンナゴヤキャッスル」で盛大に開催され、当部会からは春山部会長、他10名が参加した。

今回の女性フォーラムでは、第1部としてエレガント・マナースクール学院長平林都様を講師にお迎えして、「笑顔の接遇で人生が変わる!!」と題した記念講演が行われた。

第2部懇親会では、他の法人会の方々との懇親が深まった。



## 第31回源泉所得税研修会(開講式) 5月10日(金) 源泉部会

5月から12月まで全5回にわたり研修会を開催します。第1回目として5月10日(金)は受講者27名が出席し、鶴見税務署副署長板倉弘至様をお迎えし、中村源泉部会長が出席して開講式をおこなった。これ以降のテーマごとの聴講についても、皆様の参加をお待ちしております。



## 平成24年度活動報告会並びに講演会 5月16日(木) 女性部会

公益社団法人化に伴い、本年度より活動報告会と名称変更され、第一部活動報告会、第二部講演会、第三部懇親

会として開催された。

第一部では、春山洋子部会長あいさつに始まり、活動報告が読み上げられ、来賓として、鶴見税務署署長北原正仁様、鶴見法人会長谷川会長、他のご参加をいただき、ご祝辞を頂戴した。

第二部では、講師として鶴見税務署総務課長河野真弓様をお迎えし、女性としての面からのご苦労話など交えて、講演をいただいた。

第三部では、来賓のご紹介があり、大同生命保険(株)新横浜支社長竹田成人様よりご祝辞をいただき、乾杯のご発声を鶴見税務署副署長板倉弘至様よりおこなった。和気あいあいと懇親会が進み20時閉会となりました。今期で春山部会長が退任し、相談役となり、来期より榎本ひろみ副部会長が部会長に就任いたします。

## 公益社団法人 鶴見法人



## 釣り大会 5月19日(日) 厚生委員会

晴天に恵まれ、総勢20名で磯子沖、中の瀬でキス釣りを楽しみました。釣果は15~58匹と数の差はありました。中にはカレイやイシモチ、アジ等も釣り上げ、午後2時半納竿となりました。

優勝 横塚 氏  
第二位 池原 勝徳 氏  
第三位 立石 嘉男 氏



## 平成24年度事業報告会 5月23日(木) 青年部会

公益法人となり青年部会としての総会を改め、「事業報告会」としての会合が開かれた。

司会である田中書記の進行のもと新旧部会長の挨拶、平成24年度の事業報告、平成25年度の事業計画、平成25年度の役員・組織の紹介が行われた。

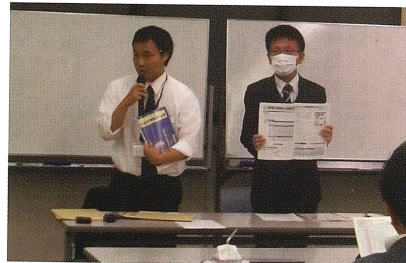
また、卒業者記念品授与では卒業者のお二人、岩崎誠氏・大塚祥司氏が欠席であったため、記念品は後日お渡しする旨の報告がなされた。

その後の懇親会では多数集まった部会員同士の交流が図られ、各委員会の活動会の中盤ではご結婚された部会員・川口良成氏に対してお祝いが贈られた。



## 第31回源泉所得税研修会(第二講) 6月7日(金) 源泉部会

日本年金機構鶴見年金事務所担当官を講師にお迎えして、受講者25名が参加して「社会保険徴収事務」について健康保険、厚生年金保険料の算出等の研修会を法人会会議室にて開催した。



## 生活習慣病検診 6月17日(月)・18日(火)・ 25日(火)・26日(水) 厚生委員会

1日人間ドック形式の生活習慣病検診(腫瘍マーカー検査、超音波検査等)を4日間にわたり青色申告会館にて実施しました。

次回は11月又は12月に予定しておりますが、ご自身並びにご家族、従業員の皆様の健康管理にご利用ください。





# 体験学習 はじめての出張

6月9日(日)～10日(月)

組織委員会



東横イン横浜鶴見駅東口にて、抽選で選ばれた豊岡小学校4年生の生徒30名、大津留校長先生他学校関係者4名、長谷川会長他法人会関係者11名の総勢45名で体験学習「はじめての出張」を開催した。

生徒達は6グループに分かれて、東横インの各店舗から応援に駆けつけた支配人が各グループのリーダーとなり、フロントの仕事や客室設備の使い方を学んだ。

その後、法人会青年部会による税金クイズ・マジックショーをおこなった。翌日には、各グループリーダーより、はじめての出張証明書を生徒一人一人に手渡された。

はじめての出張証明書

あなたは、はじめての出張を  
頑張って立派に体験しました。  
大人への記念すべき第一歩を  
しっかりと歩みだされた事を  
ここに証明いたします。

平成28年6月10日

東横INN横浜鶴見駅東口

鶴見法人会

2016/6/9

はじめての出張

お楽しみの催しや、  
役に立つ研修会にぜひご出席ください!

## これからの主な催し

### ファミリー研修会 (東京ディズニーランド)

8月20日(火)  
厚生委員会

集合場所: 金光教前  
集合時間: 午前7時30分(時間厳守)  
定員: 先着50名(バス1台分)  
先着順ですので、事務局までお早めにお申しください。

### 地域社会貢献活動 「ふれあいの家」チャリティーバザー

8月25日(日)  
生麦支部

生麦支部では、地域社会貢献活動として、ふれあいの家(生麦地区センター)にてチャリティーバザーをおこないます。

### 源泉所得税研修会(第3講)

9月13日(金)  
源泉部会

今回のテーマは「経済的利益と源泉徴収」「非課税とされる給与」で主な内容は「基本的な知識・事例、設問等」です。また、聴講したいテーマのみの聴講も出来ますので事務局まで申しください。





## CIAL鶴見 屋上庭園：清風苑・坐月庭

1965年に開業した前鶴見駅ビル「カミン」は長年鶴見区民に親しまれてきたが、建物自体の老朽化などの理由により2008年9月に閉館し、惜しまれながら43年間の歴史に幕を閉じた。2012年11月1日、その跡地に開業したのが「CIAL(シアル)鶴見」である。コンセプトは「心通い合うくつろぎの我が家」であり、ビル内の各所に和・禅文化の雰囲気を取り入れているのが最大の特徴である。プロデュースしたのは鶴見にある建功寺住職で世界的な庭園デザイナーでもある多摩美術大学環境デザイン学科教授の枡野俊明氏により行われ、「心身ともに癒される場と時間」「住民の人生に関わっていくような駅ビル」を念頭に設計された。ちなみに「CIAL」は「スペシャル・特別」という意味らしい。

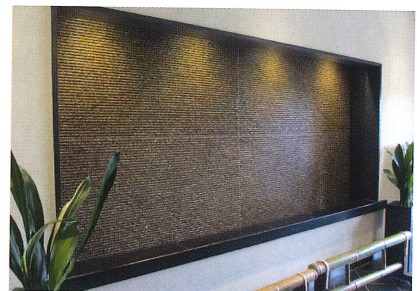
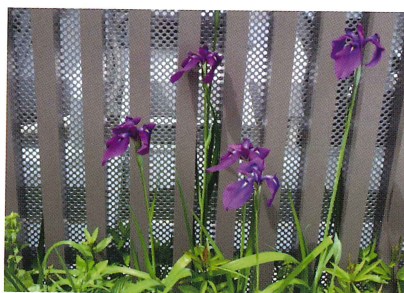
さて、各所に禅文化や和が散りばめられているシアルの中でも最もコンセプトを体現しているのが屋上庭園「清風苑」「坐月庭」である。

「清風苑」は「月白く、風清し」をテーマとし、天空を仰ぎ、大自然と一体となったモダンな日本庭園をイメージして名づけられた。多目的広場に用いるため、高低を付けずに、平面に石の色や向きを付けることによって、石庭を表現している。そして、その奥には「自己を見つめる空間」として枯山水「坐月庭」が設けられている。人が静かに庭と対峙する庭園である。

5月某日、実際に屋上庭園に訪れてみた。昨年11月開業以来、何度も買い物には来ているシアルだが、屋上庭園に訪れるのは初めてである。屋上にはエスカレーターや階段では行けないので、エレベーターで屋上ま

で上がる。エレベーターの扉が開くと石を伝う滝の音が出迎えてくれる涼やかなエレベーターホールである。「清風苑」に出るドアを開けると緩やかなカーブの芝生が目に入ってくる。芝生の手前はウッドデッキや平面な床となっており、意外に広いという印象を受けた。子ども用玩具も2種類ほど置いてあった。その周りには山野草が植えられ、自然を感じさせる。訪れた時はアヤメがきれいに咲いていた。山野草も多種にわたり、植えられているが、6～7月が一番多くの種類の山野草を見ることができるようだ。当日が晴天だったこともあり、緑に囲まれ、清々しく穏やかな気持ちになった。海側の風景も一望でき、実に気分が良い。庭園の脇にはベンチもあり、ゆっくりできる。「清風苑」を堪能しながら、そのまま奥へと進むと現れる枯山水「坐月庭」がある。「清風苑」とは区切られ、周りを囲まれ、また違った雰囲気になる。「自己を見つめる空間」というだけあり、凜とした空気さえ漂っている…ような気がする。ただ残念なのは、すぐ後ろにエアコンの巨大な室外機があり、その音が少々耳障りだ。しかし、全体的にはとても落ち着き安らぐ屋上庭園になっていた。晴れた日にはお弁当を持って行ってランチにするのも良いだろうし、休日には家族で行くのも良いと思う。

また、5月末から夜間のみでバーベキューテラス(予約制)もオープンした。食材・飲み物は持ち込みというスタイルである。家族や友人と一緒にシアルで食材を買った後、屋上でバーベキューをしながら楽しい時間を過ごしてみたいだろうか。





復興特別法人税の創設に伴い、原則として  
平成24年4月1日から3年以内に開始する事業年度  
について、課税標準法人税額がある場合には、  
復興特別法人税申告書を提出する必要があります。

平成23年12月2日に公布された「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」において復興特別法人税制度が創設されました。

これに伴い、法人は原則として、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度(課税事業年度)について、各課税事業年度終了の日の翌日から2月以内に、税務署長に対し、復興特別法人税申告書を提出しなければなりません。

なお、課税事業年度において課税標準である課税標準法人税額がない場合には、復興特別法人税申告書を提出する必要はありません。

詳しくは、国税庁ホームページ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp))に「復興特別法人税のあらまし」を掲載しておりますので、参照してください。

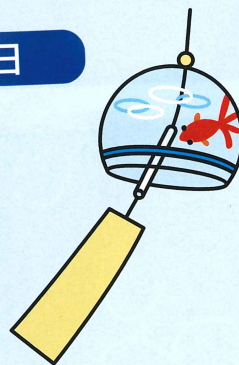
(掲載場所) 「国税庁ホームページ」→「税について調べる」→「パンフレット・手引き」→「法人税関係」→「復興特別法人税のあらまし」

## 軽装(クールビズ)実施中

期間:平成25年5月1日~平成25年10月31日



鶴見税務署では、上記期間中、  
夏季軽装(ノーネクタイ、ノー上着)で  
執務を行っています。  
皆様のご理解をお願いいたします。





# 適用額明細書の記載にご注意ください

## ～適用額明細書の正確な記載のお願い～

法人が平成23年4月1日以後終了する事業年度(又は連結事業年度)において、法人税関係特別措置の適用を受ける場合には、「適用額明細書」を作成し、法人税申告書に添付して税務署に提出する必要があります(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第3条)

法人税関係特別措置の適用を受けるためには、誤りのない適用額明細書を提出する必要がありますが、これまで税務署に提出いただいた適用額明細書の中には、下記のような誤りが多く見受けられますので、適用額明細書の作成に当たっては、ご注意ください。

### 《よくある記載誤り》

- ① 法人税申告書別表からの転記誤り
- ② 区分番号の記載誤り
- ③ 中小(連結)法人等の軽減税率の適用額の記載誤り
- ④ 所得が0又は欠損の法人による税額控除適用等の記載誤り

① 法人税申告書別表(一)等の「期末現在の資本金の額又は出資金の額」及び「所得金額又は欠損金額」の各欄の金額と同額を記載してください。  
※ 欠損金額は、金額に「△」又は「-」を付けてください。

② 「区分番号」は、税制改正に伴い同一の措置であっても改正前後で区分番号が異なる場合がありますので、適用する対象事業年度の「適用額明細書の記載の手引」を参照してください。  
(参照先)「国税庁ホームページ」→「パンフレット・手引き」  
→「法人税関係」→「適用額明細書の記載の手引」

③ 中小(連結)法人等の軽減税率は、年800万円が限度とされていますので、所得金額が800万円を超える事業年度であっても、適用額明細書の適用額の記載は年800万円までとなります。

④ 所得金額が0又は欠損の法人である場合、当期は「税額控除」や「中小(連結)法人等の軽減税率」の適用がありませんので、適用額明細書には、これらの措置についての記載は必要ありません。

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
第42条の3の2第1項第1号	00380	8000000
第42条の4第6項第1号	00009	3056976
第42条の4第9項第1号	00011	763335
第42条の4第10項第1号	00029	2940000
第42条の4第11項第1号	00069	1680000
第42条の4第12項第1号	00359	55848960
第42条の4第13項第1号	00270	3000000
第42条の4第14項第1号	00277	5000000



## がんばる経営 応援します!! 横浜商工会議所 鶴見支部からのご案内

横浜商工会議所では、中小企業のための様々な事業や制度をご用意しています。

### ■マル経融資

当所の推薦を経ることで、**低金利、担保・保証人・保証料不要、相談料・手数料無料**で限度額**1,500万円**まで日本政策金融公庫の融資を受けることができる制度であり、中小企業向け融資の代表的なもののひとつと言えます。

申込資格要件や申込手続き等につきましてはお気軽に当支部までお問合せ下さい。

### ■法律相談

取引先に対する債権問題、雇用問題への対処方法、借地や借家に関するトラブル等、経営上のあらゆる法律相談に弁護士がお応えします。

※13:00~16:00 毎月・水・金曜日(第5週を除く)

※1時間ごとの事前予約制

### ■創業・経営改善に関する専門家相談

開業手続きの方法や資金借入方法等、事業計画書の作成方法、経営革新を目指したい等創業を目指す方や創業間もない方、経営力の向上を目指す中小企業の方のご相談にお応えします。

※10:00~15:00 毎火・木曜日

※1時間ごとの事前予約制

### ■専門指導員制度

当所が委託した各種専門家(中小企業診断士、税理士、公認会計士、司法書士、行政書士、弁理士、技術士、社会保険労務士)が、経営上のあらゆる相談にお応えします。

※事前予約制

### ■生命共済

当所会員を対象とした共済制度です。横浜商工会議所のスケールメリットを活かし、**割安な掛金で大きな保障。業務中・業務外を問わず24時間保障。**毎年収支決算を行い、余剰が生じた場合は返戻金があります。**掛金は損金又は必要経費に算入できます。**

### ■各種共済制度

経営者向けの退職金制度「小規模企業共済」は、掛金が全額所得控除となります。他にも、従業員向けの退職金制度「特定退職金共済」や取引先の倒産に備える「経営セーフティ共済」は掛金を損金または必要経費に算入できることから、いずれも節税目的で加入される方も多数おられます。

横浜商工会議所 中小企業経営相談センター 〒220-0004 横浜市西区北幸1-4-1横浜天理ビル3F  
TEL:045-620-3424 FAX:045-323-2180 <http://www.yokohama-cci.or.jp/>



## 労働保険のお知らせ

労働保険(労災保険・雇用保険)の確定・概算申告はお済みですか。  
申告・納付はお早めに

**申告・納付期間は  
6月3日(月)～7月10日(水)です。**

労災保険と併せて石綿健康被害救済のための一般拠出金も申告・納付となります。

お問い合わせは  
神奈川労働局 労働保険徴収課  
適用第1係・第2係・第3係 電話:045-650-2803

## 新入会員紹介

平成25年4月～平成25年5月

支部名	法人名	正会員・賛助会員	代表者氏名	住所	電話	業種	紹介者
市場	(株)エンドレス	正会員	田山 雄一	菅沢町13	717-9499	運送業	AIU損害保険(株)
鶴見中央		賛助会員	川崎 温江	保土ヶ谷区峰岡町 3-381	333-7512	アフラック代理店	申し出
鶴見中央	(株)フェニックス	正会員	目井 俊也	鶴見中央1-23-14 セザール第3鶴見202	508-0185	建設業	ナイス(株)
鶴見中央		賛助会員	入口 義弘	逗子市池子2-21-24	046-872-1972		申し出
鶴見東	(株)総栄工業	正会員	間中 縉寛	下野谷町4-175ナイスアール 鶴見本町通り第二203号	502-3161	建設業	AIU損害保険(株)
潮田	森松産業(株)	正会員	森松 長裕	弁天町14	03-3834-5808	電子部品他卸販売	申し出

## 税務無料相談

第3水曜日

■ 相談日 7月17日(水)・8月21日(水)

■ 時間 午後1時 ■ 場所 税理士会事務局(青色申告会館)

☆税務相談される方は 事前に事務局(電話521-2531)までご連絡ください。

なお、税理士の斡旋、無担保・無保証人・低利の公的融資の斡旋は随時行っておりますので、ご利用ください。



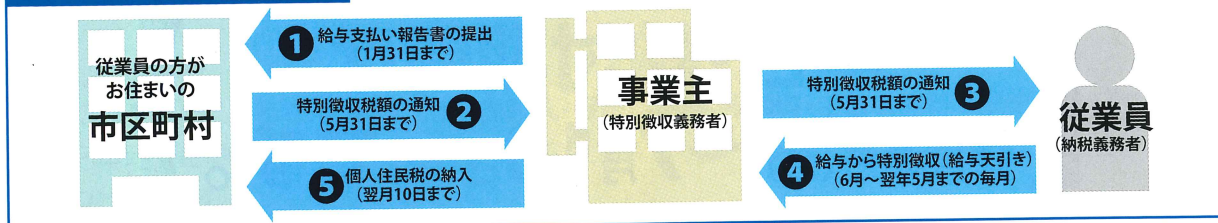
## 横浜市からのお知らせ

### 個人住民税の特別徴収について

**Q** 個人住民税は特別徴収しなくてはいけないのですか？

**A** 所得税の源泉徴収義務のある事業主(給与支払者)は、すべての従業員の個人住民税を特別徴収することが法律により義務づけられています。(地方税法第321条の4)

#### 特別徴収のしくみ



#### 納税義務者 従業員のメリット

金融機関に向いて納税をする手間が省け、納付を忘れて滞納となったり、延滞金がかかる心配がありません。さらに特別徴収は納期が年12回なので、普通徴収に比べて1回あたりの納税額が少なくて済みます。

※詳しくは下記「特別徴収センター」へお問い合わせください。

### 事務室移転のお知らせ

「横浜市償却資産センター」「横浜市法人課税課」が移転します

#### 横浜市償却資産センター(平成25年7月16日移転)

〒231-8343 横浜市中区真砂町2-22 関内中央ビル10階  
電話:045-671-4384 FAX:045-663-9347

同じビルの10階と9階になります。  
なお、償却資産センターの電話番号は変更ありません。

#### 横浜市法人課税課(平成25年8月19日移転)

##### 8月19日(月)から

横浜市中区真砂町2-22 関内中央ビル9階	
特別徴収センター	〒231-8314 電話:045-671-4471 FAX:045-210-0480
事業所税担当	〒231-8312 電話:045-671-4491 FAX:045-210-0481
法人市民税担当 市たばこ税担当 入湯税担当	〒231-8316 電話:045-671-4481 FAX:045-210-0481

##### 8月16日(金)まで

横浜市中区太田町4-53-2 横浜馬車道ビル3階	
〒231-8314	電話:045-210-0460 FAX:045-210-0480
〒231-8312	電話:045-210-0911 FAX:045-210-0481
〒231-8316	電話:045-210-0550 FAX:045-210-0481

### エルタックス eLTAX がご利用いただけます!

横浜市では、次の税目について、eLTAXを利用した電子申告・電子納税サービスを実施しております。

#### 【電子申告】

- ・法人市民税 ・事業所税 ・固定資産税(償却資産)
- ・個人住民税(給与支払報告書)

#### 【電子納税】

- ・法人市民税(見込み納付含む) ・事業所税
- ・個人住民税(特別徴収)

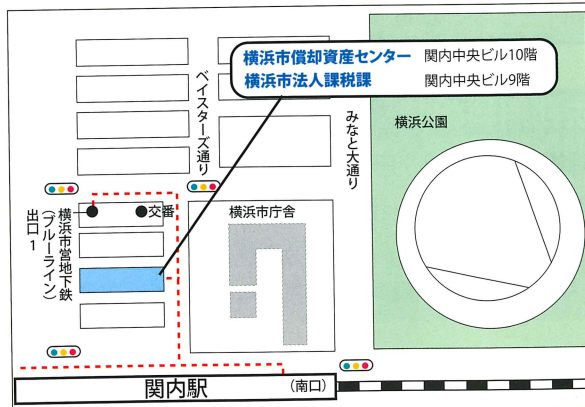
※固定資産税(償却資産)のeLTAXによる電子納税は実施していません。

インターネットを通じて申告及び納付手続きができる

eLTAXをどうぞご利用下さい。

全般に関する利用手続の詳細は…eLTAXヘルプデスク

電話:0570-081459 (ハイシンココ) 全国一律市内通話料金



4月から財政局 法人課税課が課名変更しました

- 償却資産課 (償却資産センター)
- 法人課税課 (特別徴収センター・事業所税・法人市民税等)